

令和 6 年度 鹿児島地方労働審議会
第 2 回 最低工賃専門部会 議事録

開催日時		令和 7 年 1 月 21 日（火） 9 時 55 分～11 時 53 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	馬場美紀子 三輪全子 森尾成之（敬称略）
	家内労働者代表委員（3 名）	海蔵伸一 喜入拓司 白石裕治（敬称略）
	委託者代表委員（3 名）	有島龍作 斎藤崇人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について 2 その他	
配付資料	1 答申日別最短効力発生予定日一覧表【参考】 【専門部会進行時の配付資料】 1 鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（部会報告） 2 鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）	

○ 三輪部会長

定刻前ではございますが、ただいまから第 2 回最低工賃専門部会を開催いたします。
議事に入る前に、本専門部会の成立などについて、事務局より報告願います。

○ 小城賃金室長

本専門部会の成立についてご報告させていただきます。
本日は委員の 3 分の 2 以上となります 9 名の全委員にご出席いただいております、定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。
また、会議の公開につきまして、事務局にて傍聴の希望について周知を行いました。
その結果、傍聴の希望はなかったことをご報告いたします。
以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。
本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思います。
それでは、これより審議に入りますが、その前に、事務局から本日の資料の説明などございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

本日の資料につきましては、資料 1 の答申日別最短効力発生予定日一覧表のみになります。

効力発生日をご審議いただく際の資料となりますので、改めてそのタイミングでご説明したいと思います。

また、前回の専門部会にて、隣県の熊本局における同種の最低工賃の審議状況についてのご質問をいただいておりますので、その件について確認した結果をご回答いたします。

熊本局においては、今年度計画されていた改正審議そのものを見送り、来年度以降に改めて計画する旨を確認しました。

また、前回の資料 17 の 2 ページの項目 5 に記載されております他県の一覧表の中で、令和 6 年度が改正計画年度となっている局として、岡山局と宮崎局がありましたので、両局の審議状況についても確認いたしました。

岡山局においては、既に 12 月 12 日に結審しており、3 月 3 日に発効予定である旨を確認しております。

当局と同規格の最低工賃額については、53 銭から 61 銭へ 8 銭の引上げとのことであり、引上げ額の審議においては、前回の最低工賃改定時と現在の地域別最低賃金額の引上げ率に応じた金額での引上げで結審した旨を確認しております。

また、宮崎局については、改正審議の諮問を見送る予定であることを確認しております。
以上になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

今、事務局のほうから岡山と宮崎、熊本等の話がありましたけれども、何かこの点についてご質問等ございませんでしょうか。

大丈夫ですか、よろしいですか。

(質問等なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、本日は前回の専門部会でお願いしましたとおり、具体的な金額をご提示いただき審議を進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、家内労働者側、それから委託者側、どちらからでも構いませんので、具体的な金額のご提示をお願いできないでしょうか。

はい。

では、家内労働者側からお願いいたします。

○ 白石委員

白石です。

よろしくお願いいたします。

前回、第1回の資料14の3ページのA3の資料からなのですが、現状が、7社きちんと金額が出揃っているということから、一番上が65銭の650本という表のところなのですが、現状のこの7社で60銭のところは2社であるということ、60銭から70銭が1社、あと、65銭、75銭、80銭、90銭と、60銭から90銭まで30銭の差があるというような現状もあります。

実際のところで見ると、最低でも60銭ということで委託を行っているということから、現状として60銭以下は考えられない、現状にそぐわないのではないかとこのところがまず一つ。

今、50銭なのですが、実際に委託を行っているところの最低が60銭ということは、60銭というところが一つの目安ではないのだろうかと考えております。

それと、現状の社会情勢から見て、適切な価格転嫁、そして適正取引の取組、そしてサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分とか、そういうことを見たときに、やはり60銭以上にしないといけないのではないかと考えております。

そして、第1回の専門部会の資料の中で、最低賃金との均衡を図るために、最低工賃の額を8時間換算しないといけないというようなところもございましたので、少し計算してみまして、前回の資料12の家内労働のところの説明で、その最後のページ付近のところに、1か月の工賃額とか困っている内容だとかというのがあると思います。この中で困っている内容で、やはり一番が71.6%も工賃が安いというようなところもあります。あと、月平均で37,641円というようなことが記載されております。この現状を見て、我々としては現状の50銭から65銭としたい。

その理由としましては、現状50銭のところで、本数が標準能率の927本というようなところで考えると、1時間あたりの工賃額は464円になるのですが、これを現在委託が行われているところの60銭でした場合556円、最低工賃と現状の差で92円の差があるというようなところもございます。

資料12を見ると、平均月収額が37,641円、これを、現在の50銭で割ったときに、本数が75,282本、それを標準能率の927本で割ったときに、この平均が約81時間になります。月81時間労働したときに平均月収が37,641円になるというようなところから、この81時間掛ける60銭、これに標準能率の927本を掛けたときが45,052円。同じようにこれを65銭とした場合が48,807円。この現状と上げた場合の差が3,755円になります。

これを最初に説明しました表の人数、60銭のところは2社とかありますが、このうち一番大きな企業様で、家内労働者数が57人いるというようなことになります。

57人の月額を上げた場合3,755円掛ける57人で、214,035円ということを見ると、現在の50銭から65銭に上げて、影響としては月額214,035円しか1企業でないということで、企業の経営に対しても影響がないであろうという判断の下、我々としては、現状の50

銭から 65 銭に、改正したいと思っております。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

今、家内労働者側のほうから、現状の 50 銭を 65 銭にということで、その根拠的なものも、資料等を活用しながらご説明があったところですが、委託者側、いかがでしょうか。

○ 濱上委員

濱上でございます。

私どもといたしましても、非常に物価も上がってきている、それから最低賃金も非常に、特にここ 2、3 年急激に上がってきているということで、最低工賃も上げていかなければいけないという認識では一致をいたしております。

ただ、今、白石委員のほうから数字、データに基づいたお話があったのですが、やはり委託者といいますか、使用者とすれば、経済概況が、この先どのような状況になるのかということも見ていかなければいけないということでございます。

それで、このカプラー差しというものが、自動車業界に関わるお話なのですが、ご存じのように非常に先行き不透明であるということ。それから、今まさにトランプ政権が発足して、日本への関税の影響がどのようなことになるのか分からない。それから、今朝の新聞を見て私少しびっくりしたのですが、京セラ川内工場さんの稼働が遅れていると。その理由は何かという、せつかく設備投資をしたけれども、世界の半導体の動きというものが変わってきていて、それにそぐわなくなっていることから稼働を停止している状況だと。それだけではないのかもしれませんが、せつかく多額の設備投資をしたのだけれども、無駄になっているとは申しませんが、といったことが今朝の新聞の 1 面に出ていました。半導体部品の需要低迷が原因だと。

ことほどきように、この電気機械器具、詳しくは分かりませんが、本当に先行き不透明なのです。ですから、それは上げるに越したことはないのですが、委託者側とすればそこはやはりある程度、安定した気持ちを持って経営することを考えておかなければいけないというようなことでございます。

もちろん、今の 50 銭を上げていくということに反対をするものではありませんけれども、そこはやはりそういった経済状況等もきちっと見て、というふうに思っております。

そうした中で、先ほど事務局から説明がありましたけれども、例えば隣県の熊本は今回見直しをしない。それから宮崎もしないということです。あと、岡山はすると。ただ、岡山はBランクの地域ではあるのですが、一応、地域別最低賃金の引上げ率を基に検討されているというようなことでございまして、私どももやはり最低賃金等に沿った形で上げていくというようなことはいかがかというようなことでおりますので、例えば 10%とか 11%とかいう上げ幅がまさに適当ではないのかなというふうには思っております。

取りあえず以上です。

○ 三輪部会長

大丈夫ですか、委託者側のほうは。

今、濱上委員のほうからございましたけど、具体的な委託者側からの数字とすれば、10%、11%ということでしょうか。

○ 濱上委員

前回の資料 17 の地域別最低賃金の引上げ率からの検討ということで言えば、11%上がっているようですが、やはりこれが適当ではないのか。

10%、11%というのが適当ではないのかなということでございます。

○ 三輪部会長

となりますと、資料 17 の 3 ページの（２）の最低賃金引上げ率からの検討というところの 10%から 11%の委託者側からの金額のご提示というのは、56 銭というところでよろしいですか。

ありがとうございました。となりますと、ただいま家内労働者側のほうから 65 銭、そして委託者側のほうからは 56 銭ということで提示がなされました。隔たりが 9 銭ございます。それぞれご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

お願いします。

○ 白石委員

白石です。

最初に説明しましたが、実際、最低工賃が 50 銭という現状で、各企業が、公正競争の中で行っている現状が、先ほど言いましたけど 60 銭が最低のところ委託を行っているというようなところで、企業の中で 60 銭から 90 銭までであるというような中で行きますと、この 60 銭以下で改正しても、何ら意味があるのかというようなところがございます。

現状、60 銭で委託を行っているところの最低金額が 60 銭なので、これ以下で決定するということはあるのかというようなことが、最初に思っていることです。

その中で、我々は 60 銭からの引上げでというようなことで、まあ企業防衛的なところもありますけれど、家内労働者が一番多いところで 57 人というようなことで、そこで算出したのが、先ほど説明しましたが、企業全体で 21 万円ちょっと上がるというようなことです。

大手の企業が多い中でこの家内労働者に対して月額が 21 万円上がるというようなことが、企業の経営を圧迫するというような金額ではないというふうに思っておりますし、やはり昨今の物価高がある中で、最低賃金と最低工賃は違うと思っておりますけれど、やはり地域別最低賃金とはまた違うところでの苦しさというようなところ、最低工賃のところ働かされている方はいらっしゃるのではないかと考えております。

やはり、工賃が安いというようなアンケート結果も出ていますので、ここは大幅な引上げのほうを求めるべきではないのかというふうに思っております。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ただいま家内労働者側のほうからは、先ほど資料 17 の A 3 の実態の 60 銭以下の企業様が最低工賃でない。なので 60 銭以下での上げ幅というのはあまり意味がないのではないのかという意見。それから、計算した結果、月額で 21 万円がどれだけ企業様に影響を与えるのかという、圧迫をするのかという意見。あと、アンケートの結果で工賃が安いというのが 7 割を占めているという意見。3 点ほど出されましたけれども、先ほど使用者側のほうからもお話があった経済概況、要は今の環境、そういったところが恐らくあるのではないかなと思うのですけれど、今、出された 60 銭以下はあり得るのかというところに関しては、いかがでしょうか。

委託者側のほうからお願いします。

○ 有島委員

有島です。

一応、私が聞いた範囲では、五十何銭で出しているというところも聞いたことはあります。私のところでは 60 銭が一番低いのですけれど、そういう低いところではいろいろ影響があるのではないかと思います。

あとは、企業としてはこれだけ上がる部分で、多いところで 21 万円、月額が上がることなののですけれど、これが少ないと言われているのですが、企業としてはすごく大きい額かと思います。

あと、資料 12 の 28 ページの 1 か月の工賃額のところを見ると、平均月収額は、37,641 円というのは、多分、全国平均で、実際、自分のところで言うと 2、3 万円、ちゃんとした正確な数字は計算していないのですけれど、そのように捉えています。そして 1 時間当たりの工賃額も、私のところだけで見ると 300 円くらいの額になるのではないかというところ です。

その辺も踏まえて、あとはどうしても親会社からもらっている単価との絡みもありますので、そこでもらっている額に対して内職さんのほうに多く出し過ぎるとなると、企業としてもよくないというところで、それを考えたら 56 銭くらいが妥当ではないかと、私としては思っております。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○ 白石委員

白石です。

カプラー差しのほうは自動車産業が主とのことで説明をいただきましたけれど、やはり自動車の単価自体も価格転嫁というようなところで年々上がっていますし、最初の作業のところの賃金のほうも底上げしていったって、価格に乗せていったというようなことが、今叫ばれております。

年々、自動車も 50 万円、10 万円単位で上がっていておりますので、その上がっている単価に、この作業自体に係る工賃も金額の上乗せというか乗っていかないと、全体のサイクルみたいのところでは成り立っていかないのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 三輪部会長

今のご意見でしたけれども、そういう価格帯が上がっていて、そういう形できれいに跳ね上がってくるような連動が現場であるかどうかも含めて、何か委託者側のほうから現状などお答えいただければと思います。

○ 齋藤委員

齋藤からお答えさせていただきたいと思います。

今おっしゃるとおり、自動車の価格が上がっているというのは事実なのですが、上がっている一番の理由はソフトウェアでございます。ハードウェアというのは昔から値段がそれほど転嫁されなくて、今、新しい車に乗ると分かると思いますけれども、様々なソフトウェアとつながって、いろいろな機能がついていて、そちらに価格がかかっているというのが実は実情でございます。

私のところの親会社である矢崎グループで言いますと、売上げというか単価に対してはどんどん実は下がっている、価格競争が厳しくなっているというのが実情であります。

もう一つ、先ほどからのご意見の中で、今現在 60 銭で行っているのもそれ以下でやる必要性というところがありますけれども、本来は 50 銭、あるいはそれに近いところを出したいところを 60 銭にしているのは各企業の企業努力であって、現状、これを例えば 65 銭に上げたときに、今 60 銭の会社が 65 銭まで上げると、ぎりぎりのところでやっている企業が非常に経営上圧迫するというところがあります。

今日の日経新聞にもありましたけれども、日産さんは国内で数百人規模のリストラをすると。それはどういうことが起きているのかというと、仕事がどんどん今でも海外に流れていっています。このワイヤーハーネスという仕事は、現状でも海外生産比率が 89%、国内では 11%しか作っていませんし、それがますます加速していくというのが会社の方針にもなっています。つまり、国内の生産はこれからどんどん減っていく。

国内の生産が減るのを抑えるには、より高品質なものを、もちろん付加価値をつけるのが一番いいのですが、このカプラー差しというのは付加価値をつけるというよりは、いわゆる単純作業になりますので、品質がいいものを低価格で納めるということをこれか

らもしていかなければいけない。

それで、現状 60 銭に対して、例えば 56、57 銭というのが意味があるかと言ったら、もちろん今の工賃に対して直接的なインパクトはないというのは承知をしています。ただ、これから来る将来のときに、値下げの余地がない、65 銭に上げてしまって 60 銭に下げることができない、65 銭まで上げてしまったら。そのときに、そもそも仕事が日本から引き上げられてしまうと、そもそも雇うことができないというのがまず大きい問題としてあって、最低限、雇用を守るということが最大の目的としたときに、ある程度の自由度というのは持っていなくてははいけないのではないかとというのが私自身の意見です。

先ほどからこちらでも理解しているとおり、今のままではいけないということはもちろん分かっている、今の 60 銭というのが、恐らく実情の最低価格にはなります。ただ、65 銭まで上げてしまうことによって、その実情の最低価格よりも上げていくということになると、仕事がこれから減っていく可能性が非常に大きくなるというところがあります。

岡山県が 61 銭まで上げたということがありますが、岡山県はご存じのとおりマツダ自動車さんがあります。鹿児島県には近くに自動車メーカーがなくて、一番近いところがトヨタ九州さんになって、いわゆる一番不利な状況なんです。そこまでにかかる物流費もありますし、そうなってくると、価格に対する転嫁というのは最も厳しい県であることも事実なんです。

そういうところも考えると、努力として 60 銭、65 銭、当然なるべく豊かな生活をしてほしいですし、来る単価に対してぎりぎりのところは企業としては行っていきますけど、自由度がなくなってしまうと、そもそも仕事が引き上がってしまうところだけは一応リスクとして持っていきたいというふうに思いますので、願わくは、こちら側から提示した 56 銭と、そちら側から提示いただいた 65 銭の中で、どこか手が打てるところ、個人的には、私個人の話で申し訳ないのですけれども、今の 60 銭というところが結構限界なのかと、体系として捉えるのであれば。それを上げてしまうことによって、仕事がこの後、順風満帆な市場なら良いのですけれども、残念ながら今自動車産業というのは、前回も申し上げたとおり、国内での製造業としては、残念ながらそうではないというところはぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

今、委託者側のほうから経済概況といいますか、また鹿児島県が置かれている地域的な状況も含めてのご説明をいただいたところでございます。

いかがでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

それでは、家内労働者側、委託者側ともにご意見を述べていただいたところと捉えております。

現時点で平場での意見は、ある程度尽くされた感がありますので、個別協議に今から入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

それでは、個別協議のほうに入らせていただきます。

一旦、二者協議に入る前に、それぞれ協議する必要があるかと思しますので、少しだけお時間を取りたいと思います。公益側のほうも一旦協議を行いたいと思います。

二者協議のタイミングは、改めて事務局にて伺いに参ります。

一旦、それぞれ、公益委員はこの第2会議室、それから委託者側に関しては基準部長室、家内労働者側の委員の方々は第3会議室で、その後、二者での個別協議という形でさせていただきます。

委託者側の委員の基準部長室は2階、それから、家内労働者側の委員の第3会議室は同じこの階にございます。

よろしいですか。

では、一旦、皆さん今の会議室に移動していただいて、公益はこのままこちらで待機していただいてということをお願いいたします。

(個別協議)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。二者協議を2回ずつさせていただきました。

今、二者協議をさせていただきまして、最後に委託者側のほうにお伝えしたのが、一応、他県の現状、熊本が見送って55銭、宮崎が39銭で大分低いんですけど、これが令和元年のときから一切変わっていないということも加味していただいた上で、一応、ご提示いただいた金額を大分歩み寄りしていただいて、58銭というところで委託者側のほうにも、一応それで大丈夫というお返事をいただいております。

よろしいでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃、品目はワイヤーハーネスについては、現行の工賃額50銭を58銭に改正することでご異議ないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

次に、効力発生の日につきまして、審議を行いたいと思いますので、その前に事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

ご説明いたします。

効力発生日は、前回の資料 2 の 2 ページにありますとおり、家内労働法第 12 条第 2 項に基づき、公示の日から起算して 30 日を経過した日から効力を生ずるとなっており、このように法定どおりに発効するものを法定発効といいます。

また、効力発生日を公示の日から 30 日経過日ではなく、その後に別に定める日とするものを指定日発効といいます。

ここからは本日の資料 1 の答申日別最短効力発生予定日一覧表をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。

この表は、答申が行われた場合の効力発生予定日などを一覧にしたものになりますが、あくまでも目安ということになります。本日結論が得られますと、この後、鹿児島地方労働審議会から労働局長に対し、答申をいただく流れになります。

資料 1 の表の一番左の列の答申日というところの 1 月 21 日火曜日のところをご覧ください。

答申後は、答申の要旨の公示を行い、異議の申出期間に入ることになります。本日から公示を行い、異議申出締切日が 2 月 5 日水曜日、それから官報公示予定日が 3 月 3 日月曜日を予定しております。異議申出締切日と官報公示予定日の間は、厚生労働本省内での手続に必要な時間になります。

異議の申出の有無にもよりますが、その後、改正決定に係る事務処理を行い、官報公示された時点で、その日から起算して 30 日経過した日が効力発生日になります。答申日、1 月 21 日火曜日に対応した法定発効の発効予定日は 4 月 2 日水曜日になります。

年末年始や年度末、年度初めの 3 月中旬から 4 月中旬の期間に官報掲載する分に当たっては、財務省印刷局の公示件数が多くなるため、ここに示した所要日数より長くなることもあるとされております。

ちなみに、鹿児島県における過去の最低工賃や最低賃金の効力発生日については、1 日でも早い発効日となるように法定発効としており、指定日発効は行っておりません。

以上になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

また、効力発生の日について、今ご説明ありました法定発効、あるいは指定日発効のどちらかにするについても、何かご意見等ございませんでしょうか。

大丈夫ですか。

恐らく大丈夫ですとなった場合、法定発効になるという形になるかと思います。

(質問・意見等なし)

○ 三輪部会長

ただいま皆様から意見を伺いましたところ、効力発生の日については、これまで同様、法定発効とすると受け止めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、効力発生の日については、法定どおりといたします。

以上をもちまして、最低工賃の改正決定に係る審議を終了いたします。

本日の結論、こちらのほうは、前回の資料5の鹿児島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程第3条により、鹿児島地方労働審議会会長に報告するとなっております。事務局のほうで専門部会の報告書を作成していただくことになります。

また、前回の資料3、それから資料4の2ページになりますが、地方労働審議会令第7条第4項で準用する同令第6条第8項の規定により、こちらの専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとされ、さらに、鹿児島地方労働審議会運営規程第10条にて、部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決ととなっておりますので、当専門部会の結論が鹿児島地方労働審議会の議決となります。

したがいまして、事務局のほうで答申文の作成もお願いいたします。

事務局が報告書及び答申文を作成する間、10分ほど休会いたします。

(休会)

○ 三輪部会長

それでは、再開いたします。

最初に報告書を読み上げます。

令和7年1月21日、鹿児島地方労働審議会会長、仙波玲子殿。

鹿児島地方労働審議会最低工賃専門部会部会長、三輪全子。

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について。

本専門部会は、令和7年1月10日、第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員、馬場美紀子委員、三輪全子、森尾成之委員。

家内労働者代表委員、海蔵伸一委員、喜入拓司委員、白石裕治委員。

委託者代表委員、有島龍作委員、齋藤崇人委員、濱上剛一郎委員。

それから別紙でございます。

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃。

1、適用する家内労働者。

鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者。

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、第1号の家内労働者に係る最低工賃額。

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額。

品目、ワイヤーハーネス。工程、カプラー差し（電線の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業）。規格、50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの。金額、58銭。

4、効力発生の日。法定どおり。

といたします。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 三輪部会長

続きまして、私のほうから答申文も読み上げさせていただきます。労働基準部長は前のほうへおいでください。

○ 三輪部会長

鹿地労審発第1号、令和7年1月21日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方労働審議会会長、仙波玲子。

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）。

本審議会は、令和6年11月14日付け鹿労発基1114第1号をもって諮問のあった標記について、同7年1月10日専門部会を設け、以来2回にわたり慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

こちらと別紙は報告書と同じですので、割愛させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 森川労働基準部長

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る答申をいただきまして、一言御礼申し上げます。

鹿児島県の最低工賃につきましては、昨年 10 月 15 日に開催されました家内労働部会の結論を受けて、11 月 14 日の令和 6 年度第 1 回鹿児島地方労働審議会において、鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございます。

これを受けましてこの専門部会が設置されまして、1 月 10 日から本日と 2 回にわたり精力的にご審議を重ねていただきまして、全会一致による結論を出していただきました。

この最低工賃の改正審議におきましては、特に金額において、地域別最低賃金のように目安額等がなく、何を根拠にして良いのかといった金額決定において苦慮するところがあったものと考えております。

三輪部会長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、ご出席いただきまして、特にそれぞれのお立場で有意義な議論をしていただきましたこと、また、円滑な審議の進行のためにご尽力いただきましたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで改正決定に係る所定の手続を進めさせていただきます。

今後、私どもといたしましては、改正された最低工賃を関係者の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう周知に努めてまいります。

最後となりますが、今後とも労働行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げ、また、これまでの皆様のご尽力に重ねて厚く御礼を申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

○ 西野賃金室長補佐

先ほども、ご説明をいたしましたけれども、本日の答申内容につきましては、本日中に意見の要旨というものを公示いたしまして、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日は御案内のとおり、2 月 5 日水曜日ということとなります。この日までに、もし異議の申出があった場合には、鹿児島地方労働審議会において諮問をさせていただく必要が生じますが、予定としましては、3 月 12 日水曜日に令和 6 年度第 2 回鹿児島地方労働審議会が予定されておりますので、その際に諮問させていただくことを考えております。

その際、場合によっては、再度、専門部会を開催し、審議していただかなければならない場合もございますが、そのときは改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

また、異議申出ではなく、審議会の意見に対する意見、情報の提出というものがある場合がございます。例えば、異議申出の資格がない方からの申出などがなされた場合などで、いわゆるパブリックコメントと言われるものでございます。

これらが提出された場合も、審議会を開催し、意見、情報に対する審議会の考え方を取りまとめていただく必要がございますが、この場合は、審議会は開催しますが、専門部会の開催は必要ございません。異議申出につきましては2月5日までですので、あるのかなのか今のところは分からないところでございますが、念のためにお伝えさせていただきました。

なお、異議申出がなかった場合には、地方労働審議会令第7条第3項の最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする規定されておりますので、この件につきましては3月12日開催の労働審議会において審議いただくことを申し添えます。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

最後に、委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

特になければ、これで閉会したいと思いますが、本日の議事録につきましては、事務局での準備が整い次第、委員の皆様に電子メールにて後日送られてくると思います。内容のご確認などよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の専門部会をこれで閉会したいと思います。

何かと不慣れなところがあり、本当に皆様にはご迷惑をかけ、また助けていただきました。本当にありがとうございました。

お疲れさまでございました。